

## まえがき

浄化槽が社会的に公共下水道に相当すると認められ、建設・維持管理コストが安く、建設期間が短く投資効果に速効性があり、地域の水質浄化に貢献していることは周知のとおりであります。

浄化槽関係に携わる者は、さらなる水質浄化に努め、より品質の高い均一した浄化槽工事を通じて、県民の皆様に認められる存在を目指して施工に係る主要工事の写真検査を自主的に行うことにより、安心・安全を確認して頂き認知された浄化槽を確立したいものであります。

以上の趣旨により、当協会は三重県水質保全協会浄化槽工事検査要領を定め、自主的に浄化槽工事検査事業を推進いたします。

一般社団法人 三重県水質保全協会

会長 松平仁

# 三重県水質保全協会浄化槽工事検査要領

## (目的)

第1条 この要領は三重県内の浄化槽設置について、浄化槽工事が、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他関係法令に定めるもののほか三重県浄化槽指導要綱（平成9年4月1日施行）に基づき適正な施工がなされたかの検査を行うことにより、浄化槽の信頼性の確保と浄化槽設備士の確立を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は浄化槽法、建築基準法、条例、三重県浄化槽指導要綱、その他関係法令の定めるところによる。

## (検査機関)

第3条 この要領に基づく浄化槽工事の検査は一般社団法人三重県水質保全協会（平成25年4月1日認可）（以下、「水質保全協会」という）が浄化槽設置者と浄化槽工事業者の連名で依頼を受け、行うものとする。

浄化槽設置者は単独で浄化槽工事検査依頼書を提出することができる。

2. 浄化槽工事検査依頼書は、浄化槽設置者と浄化槽工事業者の連名で浄化槽工事の完成を確認した後、速やかに水質保全協会へ提出する。
3. 水質保全協会は、前項により提出された浄化槽工事検査依頼書の受付を行い、浄化槽工事検査受付書を交付する。

## (検査方法)

第4条 水質保全協会は、前条によって依頼された浄化槽工事の検査を、関係法令の定める浄化槽工事の技術上の基準を参考に適正な施工がなされたかの判定を行う。

2. 前項の判定は、浄化槽工事検査依頼書に添付された主要工事項目の写真を確認して行う写真検査となる。
3. 浄化槽工事検査対象の主要工事項目は以下のとおりとする。

工事写真は市、町が行う補助金事業の工事写真と同様なものとする。

- (1) 浄化槽工事検査依頼者（浄化槽設置者と浄化槽工事業者）は、浄化槽工事検査依頼書に添付する写真に関し、下記の行為をしてはならない。仮にこれらが判明した場合には、不適合工事とする。
- ① 他の工事現場の写真を流用すること（いわゆる「使い回し」）。
  - ② 写真の加工・修正
  - ③ 特定の工事個所を被写体から外れる様にする行為、その他一切の不正の行為

## (2) 主要工事項目

- ① 净化槽工事着工前写真は净化槽設備士が工事標識及び概要を示した黒板等と共に写っていること。
- ② 净化槽工事に使用する净化槽本体は型式が写っていること。
- ③ 根切り（掘削）底の碎石は十分突き固めて敷詰めてあること。
- ④ 基礎コンクリートは鉄筋入のコンクリートとする。もしくは必要とする強度がある既成コンクリート板とする。既成コンクリート板の連結は不可とする。
- ⑤ 净化槽本体への水張り、水平出しの状況が分かること。
- ⑥ 净化槽本体据付後の埋戻しの土は良質土とする。
- ⑦ 埋戻しは中間部分で完全に水締めによって突き固め、その後同様に上部分も行う。

4. 水質保全協会は净化槽工事検査依頼書の受付済の工事について、水質保全協会内に設置された合否を判定する委員会を毎月2回以内開催し、净化槽工事検査依頼書に対して合否の判定結果を書面で通知する。

5. 净化槽工事検査は次の手続きにより行う。

### (1) 净化槽工事検査依頼書の提出

#### 添付書類

- ① 净化槽工事写真
- ② 净化槽型式適合認定別添図面
- ③ 净化槽設備士免状の写し及び水質保全協会が交付した净化槽工事講習会受講修了証の写し

### (2) 净化槽工事検査依頼書の受付

### (3) 净化槽工事検査依頼書の受理

添付書類の不備がない場合のみ、受付済印を押印の上、净化槽工事検査受付書を返却（郵送含む）する。

### (4) 净化槽工事検査結果通知書の発行

（検査委員会）

第5条 水質保全協会の会長は净化槽工事の検査を行う净化槽工事検査委員会を設置し、各委員の任命を行う。

2. 本条の委員は審査に当たり、本要領第1条の目的に照らし、公平・誠実にあたるものとする。

3. 本条の委員会は毎月2回以内開催される。

4. 本条の委員会は第4条において提出された関係書類に基づいて净化槽工事写真の確認を行い、净化槽工事が適正に施工されたかの判定を多数決で行う。

5. 本条の委員会は前項によって净化槽工事が的確に施工されたと認められた場合において適合の判定を下す。

6. 本条の委員会は前々項によって净化槽工事が概ね適合していると認められた場合は概

ね適合と判定する。

7. 本条の委員会は本条第4項によって浄化槽工事が不的確に施工されたと認められた場合において不適合の判定を下す。

8. 本条の委員会は前項により不適合の判定を行った場合は、理由を明記しなければならない。

9. 委員長は検査委員会を総理・統括し、検査委員会の議長になる。

委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理とする。

(検査結果の通知)

第6条 水質保全協会は前条の浄化槽工事検査の結果を浄化槽工事検査依頼者に対して通知しなければならない。

2. 本条における通知は浄化槽工事検査結果通知書を通じて判定年月日を明記して行うものとする。

(浄化槽工事の教育)

第7条 水質保全協会は、この要領が衆知される為の教育を関係者に対して行わなければならぬ。

2. 水質保全協会は、浄化槽工事の教育を実施するにあたり行政機関と協議のうえ講習会等を開催し、適正な施工方法の普及に務めるものとする。

3. 水質保全協会は、本条における講習会等に出席して受講を修了した者に対して、修了証書を交付する。

4. 水質保全協会は、浄化槽工事に関する講習会を必要に応じて行うものとする。

(個人情報保護)

第8条 この要領に關係する当事者並びにその関係者はこの要領を実施するにあたり知り得た個人的情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

2. 水質保全協会は個人情報取扱事業者となることを認識し、従業員及び関係者に対し個人情報保護法の教育を実施のうえ法の遵守に務めなければならない。

(浄化槽工事検査料金)

第9条 この要領に従い浄化槽工事検査を受けようとする者は、水質保全協会が別に定める検査料金を納付しなければならない。

(関係行政機関)

第10条 水質保全協会はこの要領が円滑に推進され、三重県内の浄化槽工事の施工が適正化されるよう三重県並びに特定行政庁の関係者へ助言及び教育を求めることができる。

## 附 則

1. この要領は平成26年4月1日から施行する。

2. 但し、この要領に基づく実施は平成26年10月1日からとする。